

労働者協同組合

設 立 支 援

はじめました

大阪府では、アドバイザーによる労働者協同組合
設立のための支援を行っています。
法人設立を検討されている方は、お気軽に
お申し込みください。



費用
無料

申込期限 令和6年2月29日(木曜日)まで
<先着順>

■労働者協同組合とは？

厚生労働省特設サイト
「知りたい！労働者協同組合法」



労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみならず意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

「労働者派遣事業」を除くあらゆる事業が可能なため、多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます。



基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

(1) 資金を出し合う

組合員は出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

(3) 共にはたらく

組合員は、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護などの家庭の事情などで一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

(2) 話し合って営む

組合員は、1人1個の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

■設立支援をご希望の方

1 対象者

労働者協同組合の設立または他法人からの移行を検討している府内の団体等

2 支援内容例

事業内容の検討、事業計画書・定款の作成に関するアドバイス、類似事例紹介

3 支援回数

原則1団体あたり、最大5回まで(予算の範囲内での先着順となります)

4 申込方法

- ①右記2次元コード(大阪府行政オンラインシステム)からお申し込みください
- ②職員が相談内容をお伺いして、日程等を調整します
- ③アドバイザーによる支援を行います



【お問い合わせ先】

大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ
住所：大阪府中央区石町2-5-3
労働センター（エル・おおさか）南館3階
電話：06-6946-2605

※詳細は大阪府ホームページをご確認ください

